

居宅介護支援料金表（H27.4.1 改正）

介護保険制度の改正に伴い、下記の通り居宅介護支援に関するサービス利用料金を改正いたします。なお、ご契約者の自己負担はありません。

なお、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

1月

| 要介護 1,2 | 要介護 3,4,5 |
|----------|-----------|
| 14,420 円 | 17,530 円 |

※当事業所は特定事業所加算Ⅱの届を行っています。

居宅介護支援給付費にかかる加算について

下記の加算について該当する場合に算定する事があります。

初回加算・・・3,000 円

新規に居宅サービス計画を作成する場合。

要介護状態区分が2段階以上の変更や、2ヶ月以上サービス利用の空きがあり、新たに居宅サービス計画を作成再開した場合。

特定事業所加算Ⅰ・・・5,000 円

厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県に届けている場合。

特定事業所加算Ⅱ・・・4,000 円

厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県に届けている場合。

特定事業所加算Ⅲ・・・3,000 円

厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして都道府県に届けている場合。

入院時情報連携加算Ⅰ・・・2,000 円

医療機関に出向いて、医療機関の職員と面談し必要な情報提供場合。

入院時情報連携加算Ⅱ・・・1,000 円

Ⅰ以外の方法で情報提供した場合。

退院・退所加算・・・3,000 円

退院・退所にあたり、医療機関・施設の職員と面談し、必要な情報提供した場合。

小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算・・・3,000 円

利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、居宅サービス計画の作成に協力した場合。

複合型サービス事業所連携加算・・・3,000 円

利用者が複合型サービスの利用を開始する際に、居宅サービス計画書の作成に協力した場合。

緊急時カンファレンス加算・・・2,000 円

病院や診療所の求めに応じ、医師または看護師とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。